

法適化のメリット

法適化に伴い導入される企業会計方式では、複式簿記が採用されること等によって、以下のような効果が期待されます。

1) 経営状況の明確化と説明責任の向上

- ① 損益計算書や貸借対照表等の財務諸表を作成することにより、官庁会計では見えづらかった「一年間の経営成績は黒字か赤字か」等の「経営状況」や「資産をどの程度持っていて、そのために借金がいくらあるのか」等の「財政状況」の情報が明らかになります。
- ② 法適化している下水道事業は、複式簿記のルールにより情報が整理されるため、他都市との経営比較や財務指標による財務分析が容易にできるようになります。
- ③ 上記のような情報を公開することにより、これまで以上に市民への説明責任を果たすことができます。

2) 使用料の適正化

- ① 企業会計方式では、期間損益計算により費用を把握します。このことにより、使用料収益に対する費用を明確化することができますので、より適正な使用料の対象原価を算定できます。
- ② 事業年度毎に発生する費用とその対価となる使用料収益のバランスが適正であるかを、市民に分かりやすく説明することができます。

3) 職員意識の向上

経営状況や財政状況の明確化により透明性が高まることから、これまで以上に職員のコスト意識が高まり、経営に対する職員意識が向上します。

4) 消費税の節税効果

従来の特設会計では、一般会計からの繰入額から固定資産などを取得した際、取得にかかった消費税は課税対象ですが、公営企業会計では、一般会計からの繰入額から固定資産などを取得した際、**取得にかかった消費税は課税対象外**です。したがって、消費税の節税効果が見込まれます。